



新成人の皆さん！ 20歳になったら国民年金です！

国民年金って？

国民年金は、老後や、いざというときの生活をみんなで支えようという考えで作られた制度です。

20歳から60歳までの方に加入が義務付けられていますので、20歳になったら忘れずに加入手続きをしましょう！

※厚生年金に加入している方は手続き不要です。

厚生年金に加入している配偶者に扶養されている方は、配偶者の勤務先で手続きを行いますので、20歳になったことを配偶者の勤務先に連絡してください。

将来、年金はもらえるの？

国が運営しているので、将来にわたって安心できる制度です。老齢基礎年金は65歳から亡くなるまで受け取ることができます。

国民年金は老後だけじゃない？

- 病気や事故で障がいが残ったときは障害基礎年金
 - 一家の働き手が亡くなったときは遺族基礎年金
- ※請求には納付要件などがあります。詳しくは、お問い合わせください。

保険料の納付が難しい時は？

国民年金には、保険料の納付を免除、または猶予^{ゆうよ}する制度があります。納付が難しいときは、そのままにせず、ご相談ください。

平成31年4月から 産前産後期間の免除制度が始まります

国民年金第1号被保険者の方が出産したときは、産前産後の一定期間、保険料が免除されます。この期間は、将来年金額を計算する時に、保険料を納めたこととして取り扱われます。



第1号被保険者って？

20歳以上60歳未満の自営業者、学生、無職の人など。



対象は？

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方。



保険料が免除される期間は？

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間です。
※出産は妊娠85日（4カ月）以上で、死産、流産、早産された方も含みます。

申請に必要なものは？

※平成31年4月から受付開始。

- マイナンバーカードや通知カードなどの個人番号の分かる書類、または年金手帳
 - マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類
 - 印鑑
 - 母子健康手帳
- ※出産後に申請する場合は不要ですが、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など、出産日および親子関係を明らかにする書類をお持ちください。

問合先 市民サービス課年金係
岩見沢年金事務所（9西3） ☎ 22局 5804